印西市人事行政の運営等の状況

の公表について

(令和5年度)

印 西 市

目 次

(1)	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(2)	職員の給与の状況	3
(3)	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	.25
(4)	職員の分限及び懲戒処分の状況	.28
(5)	職員の服務の状況	.29
(6)	職員の退職管理の状況	.30
(7)	職員の研修の状況	.31
(8)	職員の福利厚生の状況	.33
(9)	公平委員会業務の状況	.34

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和4年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者の状況

(単位:人)

結果 対象	受験者数	合格者数
一般行政職(上級)	2 2 7	2 7
学芸員 (上級)	9	0
技術職土木 (上級)	5	1
技術職建築 (上級)	2	0
保育士	3 6	7
一般行政職(初級)	3 4	4
保健師	1 5	3
社会福祉士	2	1
管理栄養士	5	2
歯科衛生士	7	2

(2) 令和4年度退職者数の状況(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(単位:人)

事 由 年度	定年退職	勧奨等 退職	自己 都合 退職	任期満了 による 退職	派遣終了 による 退職	その他退職	合計
令和4年度	16	5	9	3	6	2	41

【参考】令和3年4月1日~令和4年3月31日

- 1							,	
	令和3年度	12	5	13	3	7	_	40

(3) 令和5年4月1日付け昇任・降任の状況

令和 5 年 4 月 1 日付けの昇任は 9 9名でした。各級への昇任の状況は以下のとおりです。なお、降任については 9 名でした。 (単位:人)

部 長	参事	課長	主幹	係長等	主査等	主査補等	主任主事等
(8級)	(8級)	(7級)	(6級)	(5級)	(4級)	(3級)	(2級)
7	0	1 0	1 5	2 4	8	1 5	2 0

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 2020年4月1日~2026年3月31日における定員管理の数値目標

2020 年 4 月 1 日 職員数	2026年3月31日 職員数	純増数	純増率
人	人	人	%
6 7 4	7 0 2	2 8	4. 15

計画			
始期	終期	数値目標	
2020年4月1日	2026年3月31日	702人	

定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要 (各年4月1日現在) (2)

区分	2020年	2021年 (1年目)	2022 年 (2 年目)	2023年 (3年目)	2024年 (4年目)	2025年 (5年目)	期間計
減員		△34	$\triangle 4 2$	$\triangle 45$	_		_
増員	_	4 1	3 5	6 1	_	_	_
差引	_	7	△ 7	1 6	_	_	_
職員数 67		681	6 7 4	6 9 0	_	_	_

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 - 2 「減員」は前年度退職者数 (派遣および転出者含む)、「増員」は前年4月2日 ~当年4月1日までの採用者(転入者含む)です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 (R5.1.1)	歳 出 額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の 人件費率
令和4年度	人	千円	千円	千円	%	%
7744千段	109, 953	46, 709, 796	2, 755, 651	6, 247, 504	13. 4	14.7

⁽注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

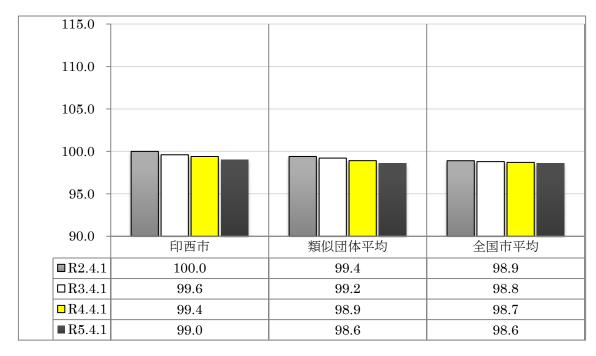
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数		給	<u> </u>	į.	費	1人当たり
	(A)	給	料	職員手当	期末•勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
令和4	人		千円	千円	千円	千円	千円
年度	656	2, 67	6,847	724, 150	1, 119, 018	4, 520, 015	6, 890

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,312

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、令和4年4月1日現在の一般職に属する職員数です。また、任期付短 時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与 費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ※ 令和 5 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 1 0 0 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在) (一般行政職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
	十岁十四	十均和付方領	十均和十万镇	(国比較ベース)
印西市	印西市 43.9 歳		455, 992円	383, 188円
千葉県	40.0歳	303, 122円	405, 893円	355,779円
国	42.4歳	322, 487円	_	404,015円
類似団体	42.1歳	314, 152円	413, 271円	364, 499円

(技能労務職)

			公務	員			民間		参考
区 分	平均 年齢	職員数	平均給料類	平均給与月額 (A)	平均給与月額 国比較ベース)	対応する民間の類別職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
印西市	55.7歳	9	277,000円	328,711円	313,022 円				_
うち用務員	56.0歳	2	282, 100 円	323,500円	314, 450 円	_	49.1歳	241,700円	1. 34
うち自動車運転手	55.5歳	2	311,500円	366,900円	359,800円	_	59.1歳	220, 100円	1.67
うち学校給食員			_		_	_		_	
その他技能労務職	54.8歳	5	261, 200 円	315, 480円	293, 720 円			—	_
千葉県	52.6歳	303	298, 707 円	355, 761円	334, 780 円	_		_	
玉	51.2歳	1, 941	286, 942 円	_	329, 178 円			_	
類似団体	52.9歳	_	317,817 円	372, 763円	355, 112 円			_	

		参考				
	区 分	年収ベース(試算値)の比較				
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D		
	印西市			_		
	うち用務員	5, 316, 200 円	3, 253, 900 円	1.63		
	うち自動車運転手	5, 950, 400 円	2,830,000 円	2. 10		
	うち学校給食員	_	_	_		
	その他技能労務職	4, 916, 960 円	_	_		

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和2年~令和4年の3ヵ年平均)
 - 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 - 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額 を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(医療技術職)

区分	平均年齢	平均給料月額	亚拉公片日始	平均給与月額
	平均平断	平均和科月領	平均給与月額	(国比較ベース)
印西市	39.2歳	271, 100 円	271, 100 円 362, 756 円	
千葉県	_	_	_	_
国 46.5歳		313, 583 円	_	357, 899円
類似団体 一		_	_	_

(看護・保健職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	40.6歳	306, 400 円	402,791円	348,664円
千葉県		_	_	_
国	47.8歳	321, 176 円		360,574円
類似団体	41.5歳	303, 183 円	380, 280円	339, 171円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

② 職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区	分	印西市	千葉県	玉
南几クニュナを取外	大学卒	191,700 円	191,700円	185, 200円
一般行政職	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	154,600円
++- 사는 <u>가</u> 수 작산 마카	高 校 卒	156,800 円	156,800円	
技能労務職	中学卒	143,800 円	143,800 円	_
医療技術職	大学卒	193,800 円	_	_
(栄養士)	短 大 卒	177, 400 円	177, 400 円	_
看護・保健職	大学卒	227, 100 円	224, 100 円	_
(保健師)	短大3卒	218, 600 円	218,600 円	_

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262, 093 円	350, 200 円	379, 693 円	420,642 円
一加工工工以机	高校卒			※ 313, 133 円	364, 520 円
社会公子交应	高校卒	_	_		_
技能労務職	中学卒	_	_	_	_
医療技術職	大学卒	_	_	_	_
(栄養士)	短大卒	_	_	_	_
看護·保健職	大学卒	_	_		※ 367,600円
(保健師)	短大3卒	_	_		_

- (注) 1 経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
 - 2 「※」に該当する階層は、該当職員が3人以下であったため近似の階層を含めており、 近似の階層を含めても3人以下の場合は「一」としています。

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況

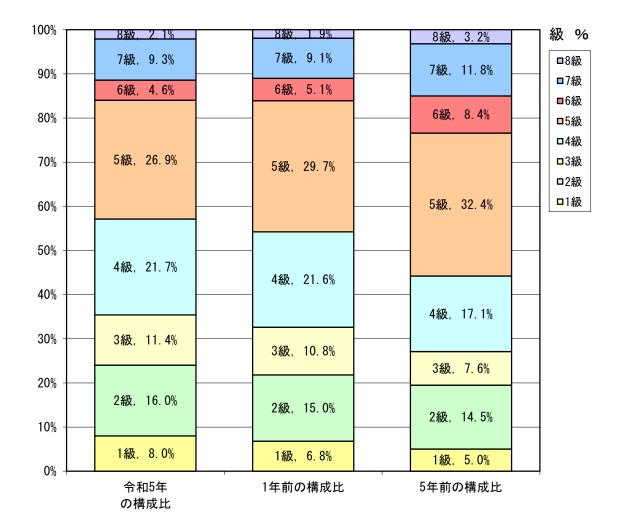
① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和5年4月1日現在)

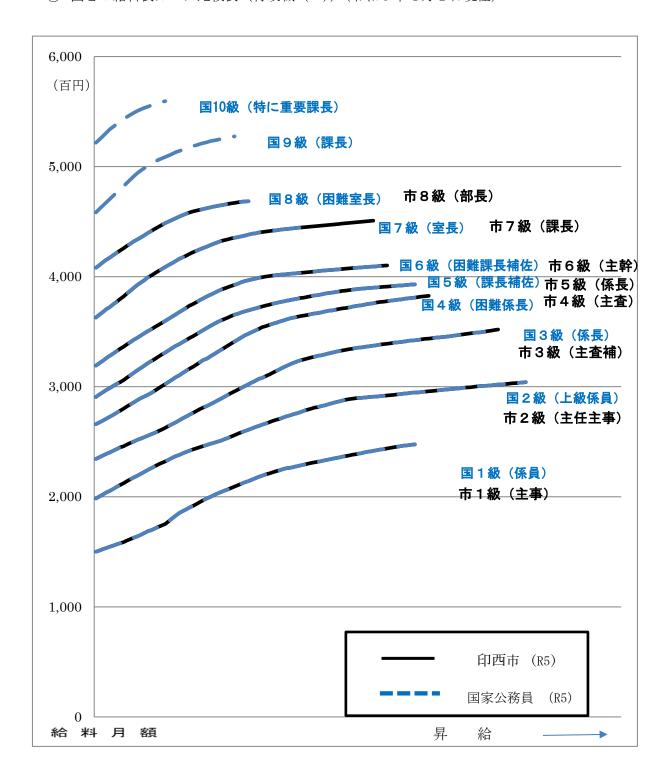
区分	標準的な職務内容	職員数 (福祉職 等 を 除 く)	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1 級	主事、技師	38人	8.0%	150, 100 円	247,600 円
2 級	主任主事、主任技師	76人	16.0%	198, 500 円	304, 200 円
3 級	主査補	5 4 人	11.4%	234, 400 円	352,000 円
4 級	主査	103人	21.7%	266,000円	382,600 円
5 級	係長、副主幹	128人	26.9%	290,700円	393,000円
6 級	課長補佐、主幹	2 2 人	4.6%	319, 200 円	410, 200 円
7 級	課長、副参事	44人	9.3%	362, 900 円	450,900 円
8 級	部長、参事	10人	2.1%	408, 100 円	468, 600 円

⁽注) 1 印西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



③ 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職)

	令和5年度中における運用	管理		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		0		0	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0		0	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当·勤勉手当

印西市(令和4年度)	千葉県(令和4年度)	国(令和4年度)
1人当たり平均支給額	1 人当たり平均支給額	
1,654 千円	1,685 千円	_
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.4月分 2.0 月分	2.4月分 2.0月分	2.4月分 2.0月分
(1.35) 月分(0.95) 月分	(1.35) 月分(0.95) 月分	(1.35) 月分(0.95) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等によ	職制上の段階、職務の級等によ	職制上の段階、職務の級等によ
る加算措置	る加算措置	る加算措置
・役職加算 5~20%	· 役職加算 5~20%	・ 役職加算 5~20%
	管理職加算 15~25%	· 管理職加算 10~25%

^{※()}内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

	令和5年度中における運用	管理		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		0		0	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	0		0	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				

② 退職手当

(令和5年4月1日現在)

	印 西	市		国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395月分	33. 27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の	定年前早期记	L職等特例措置	その他の	定年前早期记	B職特例措置
加算措置	$(2\% \sim 4)$	5%加算)	加算措置	$(2\% \sim 45)$	5%加算)
退 職 時			退 職 時		
特別昇給			特別昇給		
1人当たり	1 / 6	5 3 2 千円			
平均支給額	14, 0	0321円		_	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

③ 地域手当(普通会計)

(令和5年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和4年度決算)				83,573千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				355,354円
支給対象地域 支給率 支給対象職員			員数	国の制度(支給率)
全地域	10.2%	821人		16%
地域手当補正後ラスパイレス指数(令和4年度)				94.4
(令和4年度ラスパイレス指数)				(99.4)

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和5年4月1日現在の数値です。

(短時間勤務職員を含む。)

- 2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。(特別職除く)
- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定 基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

④ 特殊勤務手当(普通会計)

(令和5年4月1日現在)

支給	実績(令和4年		4 9 千円			
支給	職員1人当たり	E度決算)	4,108円			
職員	全体に占める手	当支給職員の割合(令和	14年度)	1.5%		
手当	の種類(手当数)		4		
手当の	主な支給	→ → + * * * * * * * * * *	— ⇒ા જો) 日) z + L ト z + 4 A 平 (A		
名称	対象職員	主な支給対象業務	左記墹	員に対する支給単価		
感染症		感染症処理事務に	日額3	00 円		
処理手	保健職	従事した時				
当						
税務手		滞納整理事務に従	日額3	00 円		
当	税務職	務職事した時		(ただし、月額 3,000 円以内)		
ごみ処		廃棄物処理及び不	日額4	00 円		
理手当	一般行政職	法投棄物処理作業				
		等に従事した時				
行旅病		行旅病人及び行旅	取扱い	14につき		
人及び		等死亡人取扱に従	病人の)とき 2,000円		
行旅等	5月 71. 1845	事した時	死亡人	.のとき 3,000 円		
死亡人	福祉職					
取扱手						
当						

(注) 短時間勤務職員を含む。

⑤ 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(令和4年度決算)	215,651千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	299千円
支給実績(令和3年度決算)	208,173千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	282千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国のとのと同ります。	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	・子 10,000円 (16 歳から 22 歳までの子1人 5,000円加算) ・配偶者、父母等6,500円	同じ		57, 251 千円	230, 851 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円超に限る)家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給	じ	İ	35, 060 千円	267, 636 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など55,000円を 上限額として支給(6ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ~31,600円を支給	同じ		54, 282 千円	74, 055 円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8級部長相当職 87,300円 8級参事相当職 73,500円 7級課長相当職 60,100円 7級課長相当職以外 44,300円 6級課長補佐相当職 35,800円	異なる	・俸給の特 別調整額と して支給(月 額) ・区分及び その額	49,871 千円	647, 674 円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に服した場合に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	_	1,074 千円	7, 404 円

⁽注) 短時間勤務職員を含む。

(7) 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

Г					(令和5年4月1日現任)
Į	区			分	給料月額等
	給				(参考)類似団体における最高/最低額
					R5類似団体区分
		市		長	850,000円 1,030,000円 /686,000円
		副	市	長	710,000円 880,000円 / 526,400円
	料	教	育	長	683,000円 - / -
ŀ	報	議	13	~ 長	460,000円 760,000円 / 450,000円
	羊区	时发		K	400, 000 1 100, 000 1 / 400, 000 1
		라니	苯	E.	200 000 670 000 / 200 000
		副	議	長	390,000円 670,000円 / 390,000円
	#III	-34-			
ļ	酬	議		員	370,000円 620,000円 / 370,000円
	地域	市		長	5 %
	域手当	副	市	長	5 %
	当	教	育	長	5 %
Ī	期				(令和4年度支給割合)
		市		長	6月期 2.15月分
		副	市	長	12月期 2.15月分
	末	教	育	長	
	.,.			•	
					(令和4年度支給割合)
	手	議		長	6月期 2. 15月分
	,	副	議	長	12月期 2.15月分
		議	旼	員	<u>12万朔 2. 13万万</u> 計 4. 3月分
	当	戒		貝	司 4. 3月刀
ŀ					(管ウナナ) / 1 切っていない /ナインハテーナ#ハ\
	退	-		⊭	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		市		長	850,000 円×在職月数×0.35 14,280,000 円 任期毎
	職				(支給率)
	HHX				
		副	市	長	710,000 円×在職月数×0.25 8,520,000 円 任期毎
	手				(支給率)
		教	育	長	683,000 円×在職月数×0.2 4,917,600 円 任期毎
	当				(支給率)
					1

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長・副市長4年=48月、教育長3年=36月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

(8) 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又	職員給与	総費用に占	(参考) 令和3年度
		は実質収	費める職員給		総費用に占める職
	(A)	支	(B) 与費比率		員給与費比率
				(B/A)	
令和4年度	千円	千円	千円	%	%
	582, 137	38, 099	47, 022	8. 1	7.5

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,737 千円を含まない。

区分	職員数	給	<u>. I</u>	争	費	1人当たり
	(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
7/114 千皮	7	27, 470	6, 920	10, 563	44, 953	6, 422

印西市 (普通会計) 一人当たり給与費 千円 6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数については、令和4年3月31日現在の職員数です。 (常勤の任期付職員及び再任用職員を含む)
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
印西市	47.0 歳	387, 365 円	626, 861 円
団体(市町村)平均	45.7歳	335, 310 円	500, 619 円

- (注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市(令和4年度)	団体(市町村)平均(令和4年度)
1人当たり平均支給額 1,785千円	1人当たり平均支給額 1,438千円
期末手当 勤勉手当	
2.4 (1.35) 月分 2.0 (0.95) 月分	_

(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	_
・役職加算 5~20%	

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和5年4月1日現在)

	印 西	市	<u> </u>]体(市町村)平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年				
勤続 20 年 1	9.6695月分	24.586875月分		
勤続 25 年 25	8.0395月分	33. 27075 月分		_
勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分				
最高限度額 47.709月分 47.709月分				
その他の	定年前早期	退職等特例措置	その他の	
加算措置	$(2\% \sim 4)$	5%加算)	加算措置	_
退職時			退職時	
特別昇給		_	特別昇給	_
1人当たり 平均支給額	14,	632 千円		8,676千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ地域手当

(令和5年4月1日現在)

支 給	実績(令和4年度	3,168千円		
支給職員1人当7	こり 平均支給年額	452,573円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
全地域	10.2%	7人	10.2%	

- (注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和5年4月1日現在の数値です。
 - 2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。
- 工 特殊勤務手当

支給対象なし(令和5年4月1日現在)

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	7 4 4 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	124千円
支給実績(令和3年度決算)	5 2 1 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	8 7 千円

- (注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	・子 10,000円 (16歳から22歳までの子1人 5,000円加算) ・配偶者、父母等 6,500円	同じ		912 千円	304, 000 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給	同じ	_	336 千円	336, 000 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など55,000円を 上限額として支給(6ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ~31,600円を支給	同じ	_	532 千円	76, 043 円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8級部長相当職 87,300円 8級参事相当職 73,500円 7級課長相当職 60,100円 7級課長相当職以外 44,300円 6級課長補佐相当職 35,800円	同じ	_	1, 151 千円	575, 400 円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に服した 場合に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	_	13 千円	6, 600 円

⁽注) 短時間勤務職員を含む。

【下水道事業】

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又	職員給与	総費用に占め	(参考)令和3年度
	(A)	は実質収	費 (B)	る職員給与費	総費用に占める職
		支		比率	員給与費比率
				(D (A)	
				(B/A)	
令和4年度	千円	千円	千円	(B/A) %	%

区分	職員数	給	<u> </u>	1人当たり		
	(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
△和 4 年 座	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	12	47, 974	13, 089	20, 972	82, 035	6, 836

印西市 (普通会計) 一人当たり給与費 千円 6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数については、令和4年3月31日現在の職員数です。 (常勤の任期付職員及び再任用職員を含む)
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職(短時間勤務))の給与費が 含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
印西市	44.4 歳	383, 449 円	608, 091 円	
団体(市町村)平均	44.3 歳	330, 766 円	493, 186 円	

- (注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市(令和4年度)	団体(市町村)平均(令和4年度)				
1人当たり平均支給額 1,785千円	1人当たり平均支給額 1,425千円				
期末手当 勤勉手当					
2.4 (1.35) 月分 2.0 (0.95) 月分	_				

(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	_
・役職加算 5~20%	

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和5年4月1日現在)

	印 西	市	<u>1</u>]体(市町村)平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続 20 年 19	9.6695月分	24.586875月分		
勤続 25 年 28	8.0395月分	33. 27075 月分		_
勤続 35 年 39	9.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の	定年前早期	退職等特例措置	その他の	
加算措置	$(2\% \sim 4)$	5%加算)	加算措置	_
退職時			退 職 時	
特別昇給		<u> </u>	特別昇給	_
1人当たり 平均支給額	14,	632 千円		6,238千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ地域手当

(令和5年4月1日現在)

支 給	4,883千円			
支給職員1人当7	こり 平均支給年額 ((令和4年度決算)		443,873円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	_	一般行政職の制度 (支給率)
全地域	10.2%	11人		10.2%

- (注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和5年4月1日現在の数値です。
 - 2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

工 特殊勤務手当

支給対象なし(令和5年4月1日現在)

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	2,644千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	264千円
支給実績(令和3年度決算)	3,702千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	370千円

- (注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政 職の制度 と 異なる内 容	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	・子 10,000円 (16歳から22歳までの子1人 5,000円加算) ・配偶者、父母等 6,500円	同じ		1,848 千円	308, 000 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給	同じ		654 千円	327, 000 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など55,000円を 上限額として支給(6ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ~31,600円を支給	同じ	_	782 千円	71, 127 円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8級部長相当職 87,300円 8級参事相当職 73,500円 7級課長相当職 60,100円 7級課長相当職以外 44,300円 6級課長補佐相当職 35,800円	同じ	_	1, 769 千円	884, 400 円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に服した場合に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	_	26 千円	8, 800 円

⁽注) 短時間勤務職員を含む。

(9) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位:人)

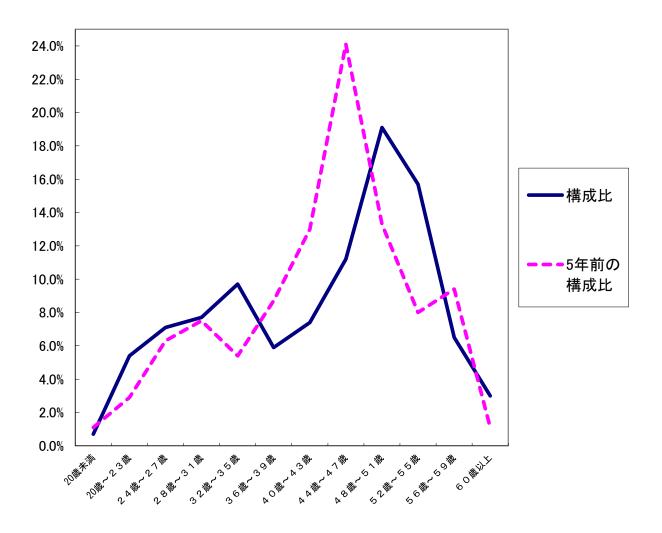
	区	分	職	数	対前年増減数	備考
	部	門	令和4年	令和5年	増減数	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
		議会	6	6	0	
		総務	1 5 6	1 6 0	4	
		税務	3 6	3 8	2	
	般	農林水産	1 7	1 7	0	
普	般行政部門	商工	9	1 0	1	
通	部	土木	5 9	6 1	2	
会	門	民生	1 6 6	1 6 7	1	
⇒ 1		衛生	5 9	6 3	4	
計		1				<参考>
部		計	5 0 8	5 2 2	1 4	人口1万当たり職員数 47.36 人
門						(類似団体の人口1万当たり職員数58.55人)
		教育部門	1 2 0	1 2 5	5	
	小	#	6 2 8	6 4 7	1 9	<参考> 人口1万当たり職員数 58.71 人 (類似団体の人口1万当たり職員数76.45人)
公		水道	7	8	1	
宮企会		下水道	1 1	1 0	$\triangle 1$	
業計等部		その他	2 8	2 5	△ 3	
公営企業等	小		4 6	4 3	$\triangle 3$	
	_		6 7 4	6 9 0	1 6	<参考>
	合	計	[778]	[778]		人口1万当たり職員数 62.61人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

^{2 []}内は、条例定数の合計です。

(10)年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20 歳 未 満	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	5	37	53	53	67	41	51	77	132	108	45	21	690

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(11)職員数の推移

(単位:人・%)

年度部門別	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政職	491	507	509	514	508	522	31 (6. 3%)
教育	131	118	121	122	120	125	△6(△4.6%)
普通会計計	622	625	630	636	628	647	25 (4. 0%)
公営企業等 会計計	46	42	44	45	46	43	△3(△6.5%)
総合計	668	667	674	681	674	690	22 (3. 3%)

⁽注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間状況

1週間の	1日の	条例・規	則の状況	勤務時間の運用状況	
正規の 勤務時間	正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩	休息
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8時30分	17時15分	12:00 ~ 13:00	_

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

制度概要	平均取得日数
1年につき20日付与	14.5日
残日数(20日上限)を翌年に繰越し可	14. бр

- (注) 1 調査対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日です。
 - 2 年次有給休暇は、4月1日に在職する職員に対して、1年につき20日が与えられます。

(3) その他休暇等の種類

① 療養休暇

傷病のため療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、次の限度で療養休暇が与えられる。

- ア 公務による負傷等 療養に要する期間
- イ その他の負傷等 医師の証明に基づき同一の負傷等で90日以内

② 介護休暇

職員の配偶者等が重度の疾病、負傷又は高齢のため、職員自らが介護を行う必要がある場合に任命権者の許可を得て休むことで、2週間以上の期間で、通算して6月の期間内(3回以下)を限度に与えられる。なお、その勤務しない時間については、給与は減額される。

③ 特別休暇

③ 特別休暇	
休暇の種類	日 数
1. 選挙権その他公民としての権利	その都度必要と認める期間
行使	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
2. 裁判員、証人、鑑定人、参考人等	
として国会、裁判所、地方公共団	その都度必要と認める期間
体の議会その他の官公署への出頭	
3. ドナー休暇	その都度必要と認める期間
	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する
4. ボランティア休暇	活動を行う場合
	1の年において5日の範囲内の期間
5. 職員の結婚	5 日
	妊娠 満23週まで 4週間に1回
6. 妊娠中の職員が受ける保健指導	妊娠 満24週から満35週まで 2週間に1回
又は健康診査	妊娠 満36週から出産まで 1週間に1回
又は 健康 砂 鱼	出産後1年以内 1回
	1回につき、保健指導又は健康診査に必要な時間
7. 妊娠中の職員の通勤時における	1日を通じて1時間を越えない範囲内で必要とされ
母体又は胎児の健康保持	る時間
8. 妊娠中の職員の休息又は補食	その都度必要とされる時間
	出産の予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)
9. 女性職員の出産	に当たる日から出産の日後8週間を経過する日まで
	の期間
10. 職員の生後満1年に達しない子	1日9回し1 1日も海ドブ60八
の育児	1日2回とし、1日を通じて60分
11. 不妊治療に係る通院等	1の年において5日(当該通院等が対外受精その他市
11. 小紅石塚に常る囲匠寺	長が定めるものである場合10日)の範囲内の期間
	出産の日後2週間を経過する日までの期間内におけ
12. 配偶者の出産	る3日の範囲内の期間
	配偶者の出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14
13. 育児参加	週間)に当たる日から出産の日後1年間を経過する日
10. 月光参加	までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の
	子の養育のため5日の範囲内の期間
	小学校就学前の子の看護(負傷、疾病の世話)をする
	ため
14. 子の看護休暇	1の年において5日(対象の子が2人以上の場合は
	10日)の範囲内の期間
·	

休 暇 の 種 類	日 数
15. 短期介護休暇	配偶者等の看護(負傷、疾病の世話)をするため 1の年において5日の範囲内の期間(要介護者が2 人以上の場合にあっては、10日)
16. 忌引	職員と死亡した人との関係に応じた日数の範囲内で 必要と認める期間
17. 職員が父母、配偶者及び子の追 悼のため行う特別な行事	慣習上最小限度必要と認める期間
18. 夏季休暇	6月から9月までの期間における7日
19. リフレッシュ休暇	勤続期間20年に達した者 連続する3日 勤続期間30年に達した者 連続する5日
20. 感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律に基づく交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
21. 地震、水害、火災その他の災害 又は交通機関の事故等による交通 しゃ断	その都度必要と認める期間
22. 地震、水害、火災その他の災害 時の職員の通勤途上における身体 の危険の回避	その都度必要と認める期間
23. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の現住居の減失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期 間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、分限処分に付された者、懲戒処分に付された者は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	_	_	_	_	_
心身の故障の場合		_	1 4		1 4
職に必要な適格性を欠く場合	1	_	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	-	_		-	1
刑事事件に関し起訴された場合	_	_	_	_	_
条例で定める事由による場合	_	_	_	_	_
合 計	1	_	1 4		1 5

(2) 懲戒処分者数

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1	_	_	_	1
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	1	1	1		_
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	1	2	1		2
合 計	1	2	_	_	3

懲戒処分者内訳

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
交通事故	職務遂行中	_	_	_	_	_
道路交通法違反	その他	_	_	_	_	_
その他		1	2	_	_	3
合	計	1	2	_	_	3

5 職員の服務の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数

育児休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために休業しようとする期間(3 歳の誕生日の前日までが最大限)を明らかにし、承認を得て休業することをいいます。

また、部分休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために1日の勤務時間の1 部について勤務しないことをいい、1日を通じて2時間を越えない範囲で取得できるもので す。なお、両休業とも勤務しない期間・時間については、給与は支給されません。

(令和4年度取得者数・丿	()
--------------	----

区分職員	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	7	0
女性職員	1 0	8
計	1 7	8

(2) 職務専念義務免除の承認数

職員は、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、 その職務のみ従事しなければならない」とされていますが、特例条例により職務に専念 する義務の免除を承認された者は以下のとおりです。

(令和4年度承認者数・人)				
事由				
総合的な健康診査(人間ドック)	282			
研究集会への参加	0			
学校その他の団体から依頼されての講義	0			
市行政の運営上特に必要と認められる団体への参加	4			
レクリエーションへの参加 (運動大会)	0			
学校教育法に規定する大学の通信教育の授業への参加	0			
その他市長が認めるもの (消防団の出動等)	5 5 4			
合 計	8 4 0			

6 職員の退職管理の状況

市の職員であった者が退職後に営利企業等に再就職した場合、一定の期間、在職していた執行機関の組織等の職員に対して契約等の事務について依頼等をすることが禁止されています。

「印西市職員の退職管理に関する条例」に基づき令和5年3月31日以降に退職した職員より届出のあった再就職の状況及び再就職者からの依頼等の状況については以下のとおりです。

(1)職員の再就職の状況

再就職の報告はありませんでした。

(2) 再就職者からの依頼等の状況

再就職者からの依頼等はありませんでした。

7 職員の研修の状況

(1) 職員研修

	印旛郡市広域市町	新規採用職員研修(3日間)	2 4	地方公務員としての立場認識および執務上必要とされる基礎的 知識の習得を図る。
	村圏事務組合 日数 15 日 参加人数 99 人	地方自治制度研修(2日間)	2 2	地方自治制度の知識の習得を図る。
		接遇能力向上研修(2日間)	2 4	行政サービスの向上を考え、クレ ームへの対応能力の向上を図る。
		その他 (8日)	2 9	
	千葉県自治研修センター	課長研修(2日間)	5	課長として必要な全体的な視野 と高度な見識を身につけ、時代の 動きに即応する鋭敏な感覚と管 理能力の向上を図る。
派	日数 27 日 参 加 人 数 24 人	クレーム対応(個人編)研修(2 日間)	2	基本的知識を深め、コミュニケーション力を中心に演習を通して 学ぶ。
造研修		その他 (23日)	1 7	
	市町村アカデミー日数9日参加人数 1人	研修講師養成講座(地方自治制 度)(9日間)	1	地方自治制度に関する研修を行 うことのできる講師の養成を図 る。
	自治大学校 日数 0 日 参加人数 0 人	-	-	
	日本経営協会	地方税における相続をめぐる諸 問題とトラブル対応のポイント (2日)	1	相続問題において直面しやすい トラブルとその対処法について 学ぶ。
	日数 21 日	自治体契約をめぐる法律上の諸 問題と対策(1 日)	1	自治体契約に関わる様々な頻出 論点について学ぶ。
	参加人数 16人	その他(18日)	1 4	
特別研修	市主催等 日数 5 日 参加人数 56 人	新採研修(3 日間)	2 4	新規採用職員を対象とした、基礎 実務を習得するための庁内研修
		その他 (2日)	3 2	

		タブレット端末操作説明会 (3 日)	191	タブレット端末の基本操作につ いての研修
職	OJT 日数 25 日 参加人数 701 人	情報モラル講座(1日)	3 3	インターネットを使用する上で の注意点等を実際のトラブル事 例を交えて解説する。
場研修		公務と人権 ~職場からつくる 人権尊重社会~ (1日)	5 1	各自ハラスメントに関するチェックシートを実践し、解説を聞きながら、ハラスメント防止のためのコミュニケーション力や自己 啓発ついての講義
		その他 (20 日)	4 2 6	
そ	市主催等	コンプライアンス研修(1日)	3 0	コンプライアンスに対する基本 等を学ぶ
の他	日数8日 参加人数 37人	その他 (7日)	7	
	令和4年度職員研修	合計	934	

8 職員の福利厚生の状況

福利厚生制度は、地方公務員法第42条で、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と義務づけされています。令和4年度の福利厚生の実績は以下のとおりです。

(1) 保険事業

1	職員定期健康診断・・・受診者621人	5,626,720円
2	破傷風予防接種・・・受診者延べ69人	193,200円
3	MR 予防接種…受診者3人	27,300円
4	B型肝炎予防接種…延べ27人	148,500円
(5)	職員ストレスチェック・・・受診者940人	215,050円

(2) 元気回復事業

① 総合福利厚生システム事業委託2, 8	<u>888,</u>	160円
---	-------------	------

(3) 千葉県市町村職員互助会

① 千葉県市町村職員互助会 <u>959,508円</u>

(4) その他厚生事業

① 全国市長会団体定期保険2,735,521円

9 公平委員会業務の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。 令和4年度の千葉県市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

1. 勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかつた。
2. 不利益処分についての不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。